

第3回定期総会議事録

1、日時	令和2年3月5日(木)
2、場所	中津市役所 4階 研修室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、2番高倉委員、3番坪根委員、4番義経委員、5番植山委員、6番田畑委員、7番中原委員、8番石川委員、9番田上委員、10番小野委員、11番門脇委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員9名(國分、前田、橋本(勅)、宮瀬、黒土、奥、今井、武本、島津)
4、欠席委員	なし
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、井上
6、議題	別紙議案書のとおり。
7、開会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	3番坪根委員、10番小野委員
福永局長	それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中15名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願ひ致します。
中原会長	おはようございます。では、令和2年第3回定期総会をただいまより開催致します。では議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
中原会長	それでは、議事録署名委員を3番坪根委員、10番小野委員にお願い致します。よろしくお願ひします。
議案審議 議第1号 議長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件の1番について事務局から説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議長	1番について橋本委員に調査報告をお願いします。
1番(橋本)	1番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は5条申請するという事で、問題ありません。

議 長	ただいま1番について橋本委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め1番について当委員会では承認と致します。2番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	(1番橋本委員退席)
議 長	それでは2番について事務局から説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議 長	それでは2番について橋本推進委員に調査報告をお願いします。
橋本推進委員	2番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をすることとさせていただきます。審議をお願いします。
議 長	ただいま2番について橋本推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め2番について当委員会では承認と致します。橋本委員は入室をお願いします。
	(1番橋本委員着席)
議 長	それでは事務局3番について説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議 長	3番について田畑委員に調査報告をお願いします。

6 番 (田畑)	3 番について報告します。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は5条申請を行います。審議をお願いします。
議 長	ただいま3番について田畑委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め3番について当委員会では承認と致します。それでは事務局4番と5番について説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは4番と5番について島津推進委員に調査報告をお願いします。
島津推進委員	4番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。 続きまして5番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。
議 長	ただいま4番と5番について島津推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め4番と5番について当委員会では承認と致します。それでは事務局6番から19番まで説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは6番から19番について門脇委員に調査報告をお願いします。
1 1 番 (門脇)	6番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が利用権を設定することとさせていただきます。 7番から19番について報告いたします。双方に確認いたしました結

<p>議 長</p>	<p>果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が利用権を設定すること のごとでございませす。7番から19番については、昭和60年に県の補助 事業を受けて茶園を造成したものになります。当時の組合の代表と利用 券を設定したものになります。その後、今の方に代わったのですが、 その方も亡くなり、相続人の方がもうできないということで地権者をま わって解約手続きを行ったものになります。作れないというものは仕方 がないので、県や支所を交えて新たな担い手を探しています。お茶を引 いてそばでもしてはどうかという考えもあります。しかし、みなさんが 解約の印鑑を押したというのは事実となります。審議をお願いします。</p>
<p>11番（門脇）</p>	<p>ただいま6番から19番について門脇委員より調査報告がありました が、県の補助事業を受けたとのことですが、茶以外のものの作付けは可 能ですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>当時の資料がないので茶以外の作付けが可能かどうかわかりませ んが、圃場整備地なので、補助金適正化法の適用期限は切れているのは ないかと思ひます。</p>
<p>全委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>このまま出来るだけ地元の委員が動かないとすぐに放棄地になると思 ひます。それぞれ委員の方が心がけてこの案件について作る人を探して、 いれば紹介して進めてください。異議はございませんか。</p>
<p>事務局（井上）</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め6番から19番について当委員会は承認と致しませす。 それでは事務局20番、21番について説明をお願いします。</p>
<p>10番（小野）</p>	<p>それでは20番、21番について小野委員に調査報告をお願いします。</p> <p>20番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意 解約で間違いありません。解約後は貸人が利用権を設定すること のごとでございませす。</p> <p>21番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意 解約で間違いありません。解約後は貸人が利用権を設定すること のごとでございませす。審議をお願いします。</p>

議	長	ただいま20番、21番について小野委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め20番、21番について当委員会は承認と致します。22番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
		(1番橋本委員退席)
議	長	それでは事務局22番について説明をお願いします。
事務局 (井上)		議案朗読
議	長	それでは22番について小野委員に調査報告をお願いします。
10番 (小野)		22番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が自作をするとのことでございます。審議をお願いします。
議	長	ただいま22番について小野委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め22番について当委員会は承認と致します。橋本委員は入室をお願いします。
		(1番橋本委員着席)
議	長	それでは事務局23番について説明をお願いします。
事務局 (井上)		議案朗読
議	長	それでは23番について百留委員に調査報告をお願いします。
12番 (百留)		23番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意

		<p>解約で間違いありません。解約後は利用権を設定するとのことでございます。審議をお願いします。</p>
議 長		<p>ただいま23番について百留委員より調査報告がありました。異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議 長		<p>異議なしと認め23番について当委員会は承認と致します。 それでは事務局24番について説明をお願いします。</p>
事務局 (井上)		<p>議案朗読</p>
議 長		<p>それでは24番について村上委員に調査報告をお願いします。</p>
15番 (村上)		<p>24番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権を設定するとのことでございます。審議をお願いします。</p>
議 長		<p>ただいま24番について村上委員より調査報告がありました。異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議 長		<p>異議なしと認め24番について当委員会は承認と致します。</p>
議案審議 議第2号 議 長		<p>農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について 議第2号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、事務局よりお願いします。</p>
事務局 (井上)		<p>議案説明</p>
議 長		<p>議第2号について事務局の報告のとおりですが、質疑はありませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>

議	長	ご異議ありませんので、議第2号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、適当とし、承認と致します。
議案審議 議第3号 議	長	農用地利用集積計画（案）の利用権設定について 議第3号農用地利用集積計画（案）の利用権設定についてです。なお、審議に入る前に田畑委員、橋本推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席をお願いします。 (6番田畑委員、橋本推進委員退席)
議	長	それでは農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政振興課担当より説明をお願いします。
農政振興課 (森下)		(農政振興課 担当 説明)
議	長	ただいま農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め農用地利用集積計画（案）の利用権設定については承認といたします。田畑委員、橋本推進委員は入室をお願いします。 (6番田畑委員、橋本推進委員着席)
議案審議 議第4号 議	長	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局1番の説明をお願いします。
事務局（井上）		議案朗読
議	長	1番について義経委員に調査報告をお願いします。

4 番 (義経)	(1 番の申請地の場所について説明) 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。
議 長	ただいま 1 番について義経委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め 1 番について当委員会は許可と致します。2 番の審議に入る前に橋本委員及び橋本推進委員が会議規則第 10 条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	(1 番橋本委員、橋本推進委員退席)
議 長	それでは事務局 2 番について説明をお願い致します。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	2 番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6 番 (田畑)	(2 番の申請地の場所について説明) 双方に確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。審議をお願いします。
議 長	ただいま 2 番について田畑委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め 2 番について当委員会は許可と致します。橋本委員と橋本推進委員は入室をお願いします。
	(1 番橋本委員、橋本推進委員着席)
議 長	それでは事務局 3 番について説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読

議 長	それでは3番について玉麻委員に調査報告をお願いします。
13番(玉麻)	(3番の申請地の場所について説明) 双方確認の結果、売買で間違いありません。今回、譲受人が酪農をや まで、譲渡人をお願いすることになりました。譲受人は農地取得要件を 満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。
議 長	ただいま3番について玉麻委員より調査報告がありましたが、異議は ございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め3番について当委員会は許可と致します。4番の審議 に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触します ので一時退室をお願いします。
	(1番橋本委員退席)
議 長	それでは事務局4番について説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議長	4番について玉麻委員に調査報告をお願いします。
13番(玉麻)	(4番の申請地の場所について説明) 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を 満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審 議をお願いします。
議 長	ただいま4番について玉麻委員より報告がありましたが、異議はござ いませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め4番について当委員会は許可と致します。橋本委員は 入室をお願いします。

	(1番橋本委員着席)
議 長	それでは事務局5番について説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議 長	それでは5番について玉麻委員に調査報告をお願いします。
13番(玉麻)	(5番の申請地の場所について説明) 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われまます。審議をお願いします。
議 長	ただいま5番について玉麻委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め5番について当委員会は許可と致します。
議案審議	
議第5号	農地転用事業計画変更申請に関する件について
議 長	議第5号農地転用事業計画変更申請に関する件について1番を事務局説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	1番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6番(田畑)	(1番の申請地の場所について説明) 転用目的は貸介護福祉施設用地です。6月に農地法第5条許可を受けた案件になりますが、事業規模変更に伴い事業計画変更申請をしたものになります。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に南側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われまます。審議をお願いします。
議 長	ただいま1番について田畑委員より報告がありましたが、異議はございませんか。

全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め1番について当委員会は承認と致します。 それでは事務局2番について説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議長	2番について長尾委員に調査報告をお願いします。
14番(長尾)	(2番の申請地の場所について説明) 転用目的は貸駐車場用地及び貸資材置場用地です。平成22年11月に農地法第5条許可を受けた案件になりますが、申請者が事業を中断していたところ、近隣業者との話がまとまったため、事業計画変更申請をしたものになります。境界ははっきりしており、雨水排水も問題ありません。特に問題はないと思われます。
議長	ただいま2番について長尾委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め2番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第6号 議長	農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について 議題6号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、事務局1番の説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議長	1番について國分推進委員に調査報告をお願いします。
國分推進委員	(1番の申請地の場所について説明) 転用目的は農地造成です。雨水排水は既設排水口より隣接する水路に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。審議をお願いします。

議 長	ただいま1番について国分推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め1番について当委員会は許可と致します。それでは事務局2番について説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	2番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6番(田畑)	(2番の申請地の場所について説明) 転用目的は駐車場用地です。雨水排水は自然排水及び前面農道側溝に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま2番について田畑委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め2番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第7号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長	議題7号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局1番から説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	1番について国分推進委員に調査報告をお願いします。
国分推進委員	(1番の申請地の場所について説明) 転用目的は一般住宅用地です。生活排水は公共下水道に接続し、雨水排水は隣接する西側市道に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。

議 長	ただいま1番について國分推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め1番について当委員会は許可と致します。それでは事務局2番について説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	2番について坪根委員に調査報告をお願いします。
3番(坪根)	(2番の申請地の場所について説明) 転用目的は駐車場及び貸駐車場用地です。雨水排水は自然浸透させ、オーバーフロー分については、西側道路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま2番について坪根委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め2番について当委員会は許可と致します。それでは事務局3番から6番について説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	3番から6番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6番(田畑)	(3番の申請地の場所について説明) 転用目的は宅地分譲用地(4区画)です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に新設U字溝を通じて東側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。 (4番の申請地の場所について説明) 転用目的は貸介護福祉施設用地です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に南側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。

<p>議 長</p>	<p>(5番の申請地の場所について説明) 転用目的は進入路用地です。雨水排水は敷地内で集水し、北側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われま す。 (6番の申請地の場所について説明) 転用目的は駐車場及び資材置場用地です。雨水排水は自然浸透させ、 オーバーフロー分については、西側水路に放流します。境界もはっきり しており、特に問題はないと思われま す。審議をお願いします。</p>
<p>全委員</p>	<p>ただいま3番から6番について田畑委員より報告がありましたが、異 議はございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>事務局 (中春)</p>	<p>異議なしと認め3番から6番について当委員会は許可と致します。そ れでは事務局7番について説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案朗読</p>
<p>10番 (小野)</p>	<p>7番について小野委員に調査報告をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(7番の申請地の場所について説明) 転用目的は作業員宿舍用地です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、 雨水排水と一緒に県道側溝に放流します。境界もはっきりしており、特 に問題はないと思われま す。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま7番について小野委員より報告がありましたが、異議はござ いませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め7番について当委員会は許可と致します。</p>
<p>議案審議 議第8号 議 長</p>	<p>非農地証明について 議第8号の非農地証明願に関する件について1番、2番について事務 局説明をお願いします。</p>

事務局（井上）	議案朗読
議 長	ただいま事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。
議案審議	
議第9号	その他議案について
議 長	議題9号その他について事務局説明をお願いします。
福永局長	（別紙議案のとおり）
議 長	はい、それでは総括を進めたいと思います。
	議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について当委員会は承認といたします。
	議第2号、農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について当委員会は承認といたします。
	議題3号、農地利用集積計画（案）について当委員会は承認といたします。
	議題4号、農地法第3条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。
	議題5号、農地転用事業計画変更申請に関する件について当委員会は承認といたします。
	議題6号、農地法第4条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。
	議題7号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。
	議題8号、非農地証明願に関する件について当委員会は承認といたします。
	以上でございます。長い時間審議ありがとうございました。
	以上を持ちまして、第3回定期総会を閉会いたします。